

## 監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年1月15日

木津川市監査委員 西井 正  
木津川市監査委員 兎本 尚之

### 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

### 記

- 1 監査執行年月日 令和5年9月29日（金） 午前11時00分から
- 2 監査対象部局及び監査対象  
市長直轄組織 人事秘書課
  - （1）木津川市定員適正化計画について
  - （2）木津川市障害者活躍推進計画について
  - （3）人材育成及び働き方改革について  
マチオモイ部 学研企画課・デジタル戦略室
  - （1）デジタル戦略の目標・ビジョン及びその進捗状況・業務の効率化推進について
  - （2）AI-OCR、RPA導入に伴う事務の効率化及び活用状況について  
マチオモイ部 観光商工課
  - （1）文化財の観光資源としての有効活用について
  - （2）今年度木津川アート開催予算と過去の開催結果（予算と決算）について
  - （3）ご当地パンフレット「すきっぷ きづがわ」のデジタル化の状況と所要経費について  
マチオモイ部 農政課
  - （1）ほ場整備事業の進捗及び事業完了後の活用について
  - （2）京力（きょうりよく）農場プランの現状と今後及び同プランを作成した集落への助成状況について
  - （3）森林経営管理制度調査等業務委託について

### 3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

### 4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

**【人事秘書課】**

再任用職員の比率が増加傾向にあるが、退職後の配置については、職員の希望をしっかりと聞くことはもとより、経験を活かして適切な配置を検討願う。なお、年齢構成は若年層が少なく、いわゆる逆ピラミッド型となっている。適切なバランスがとれるよう考慮されたい。また、人事評価制度が形骸化しないように適切に運用されたい。

国際交流員の招致に係る費用、とりわけ生活に要する費用（実費部分）負担については、市の負担の在り方について適切に判断すること。

市長交際費については、弔慰関係が主であるが、一部の懇親会や会議の費用負担のみ支出されていることがうかがえる。市民の疑惑をはじめ外部からの指摘を受けることのないよう、判断基準を明確にされたい。

**【学研企画課・デジタル戦略室】**

AI-OCR及びRPA導入に伴う事業の取組（所要経費）に対する費用対効果において、明確に認識することができなかった。今後、事業効果を客観的に評価できるよう、数値（指標）化するなどの事業管理に努められたい。

**【観光商工課】**

毎定期監査において再三意見を述べているが、本市の豊富な文化資源を活用した集客事業を進めるためには、拠点における売店、トイレ及び駐車場など受入体制の整備が必須である。関係する庁内部局が連携して、戦略的な取り組みを検討されたい。

**【農政課】**

加茂笠置組合との茶園事業にかかる土地の賃貸借契約について、地域的・歴史的経緯があることは理解するが、事務手続に例外のないよう適切な事務処理に努められたい。

以 上。